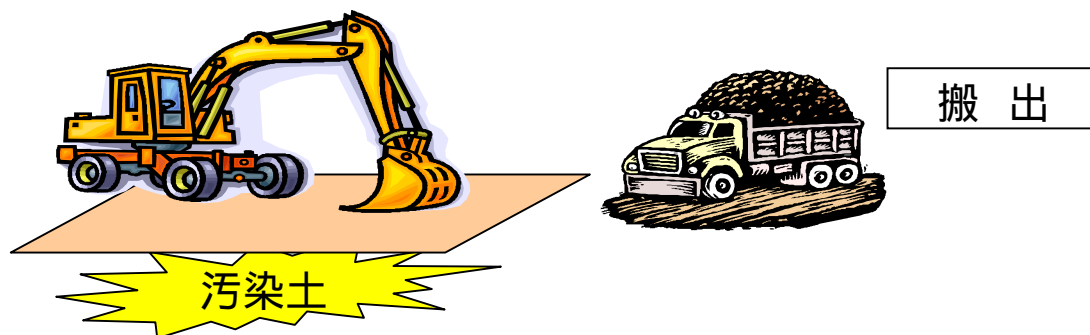


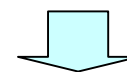
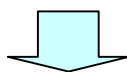
搬出汚染土の処理の実態について

土壤汚染対策法による搬出汚染土の規制について



指定区域
(法律の対象)

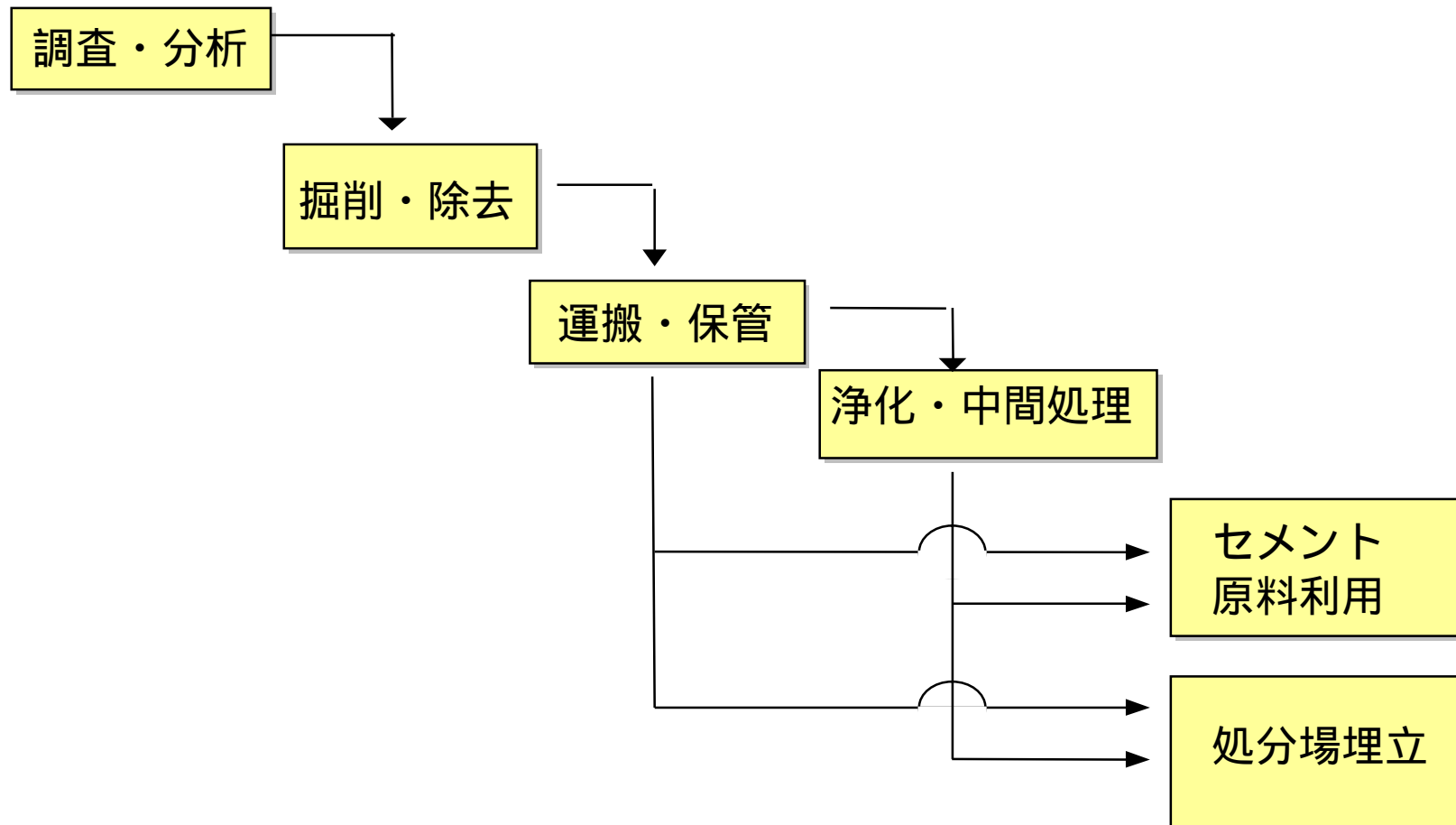
指定区域以外
(土地売買や再開発等で自主的に実施される調査や対策)



- ・汚染土壌を最終処分場や認定浄化施設等へ適切に搬入・処分
- ・適切に処分したことを搬出汚染土壌管理票によって確認

直接の規制なし

搬出汚染土処理の一般的な流れ



搬出汚染土関係事業者へのアンケート調査結果

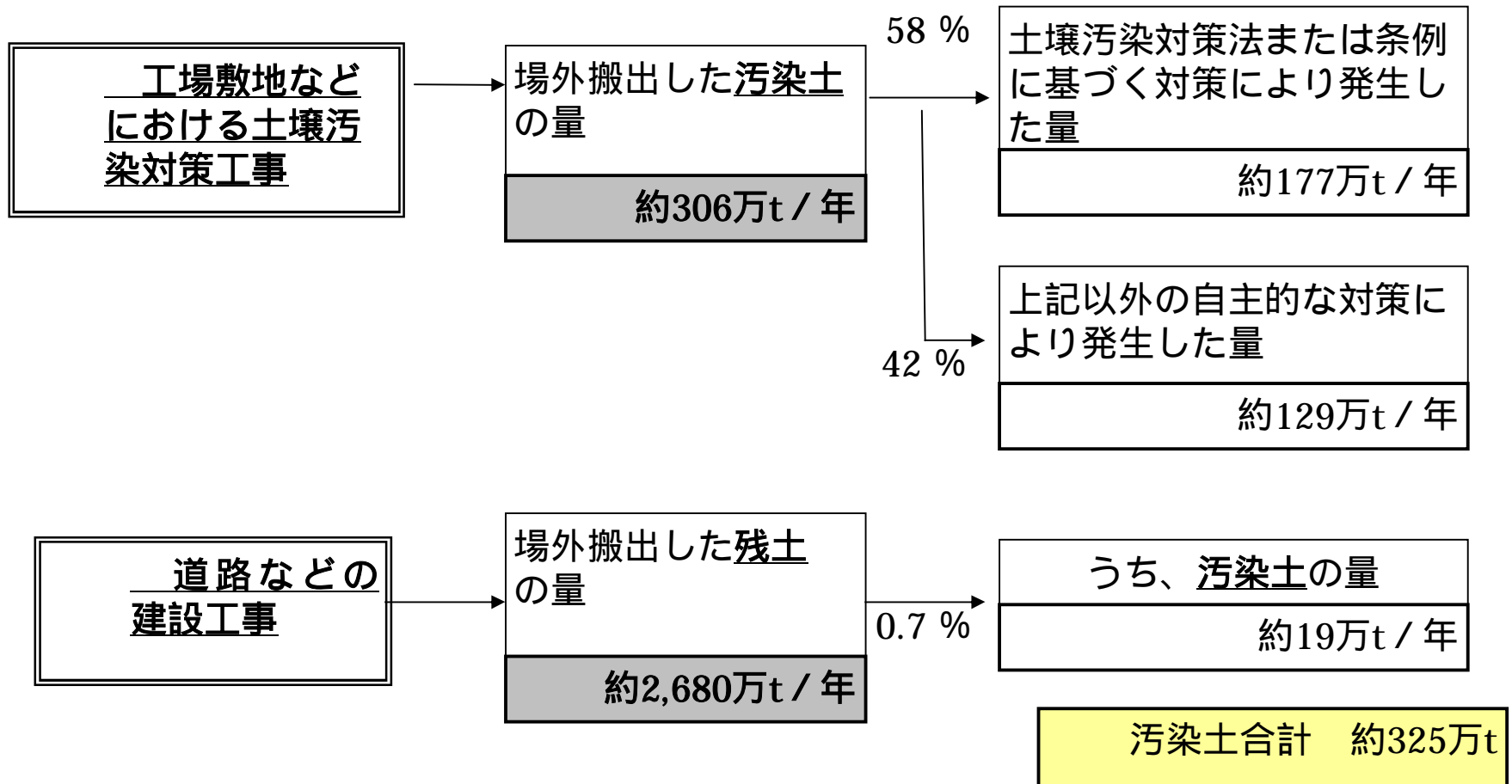
平成18年度「汚染土不適正処理に関する実態調査」において、(財)産業廃棄物処理事業振興財団では、汚染土の発生・搬出段階に関与する機会の多い代表的事業者((社)土壤環境センター会員企業であるゼネコン36社)を対象にアンケートを実施。

うち、25社が回答。

搬出された汚染土の量

H17年度に、ゼネコン25社合計で、約325万t / 年の汚染土が場外搬出されている。

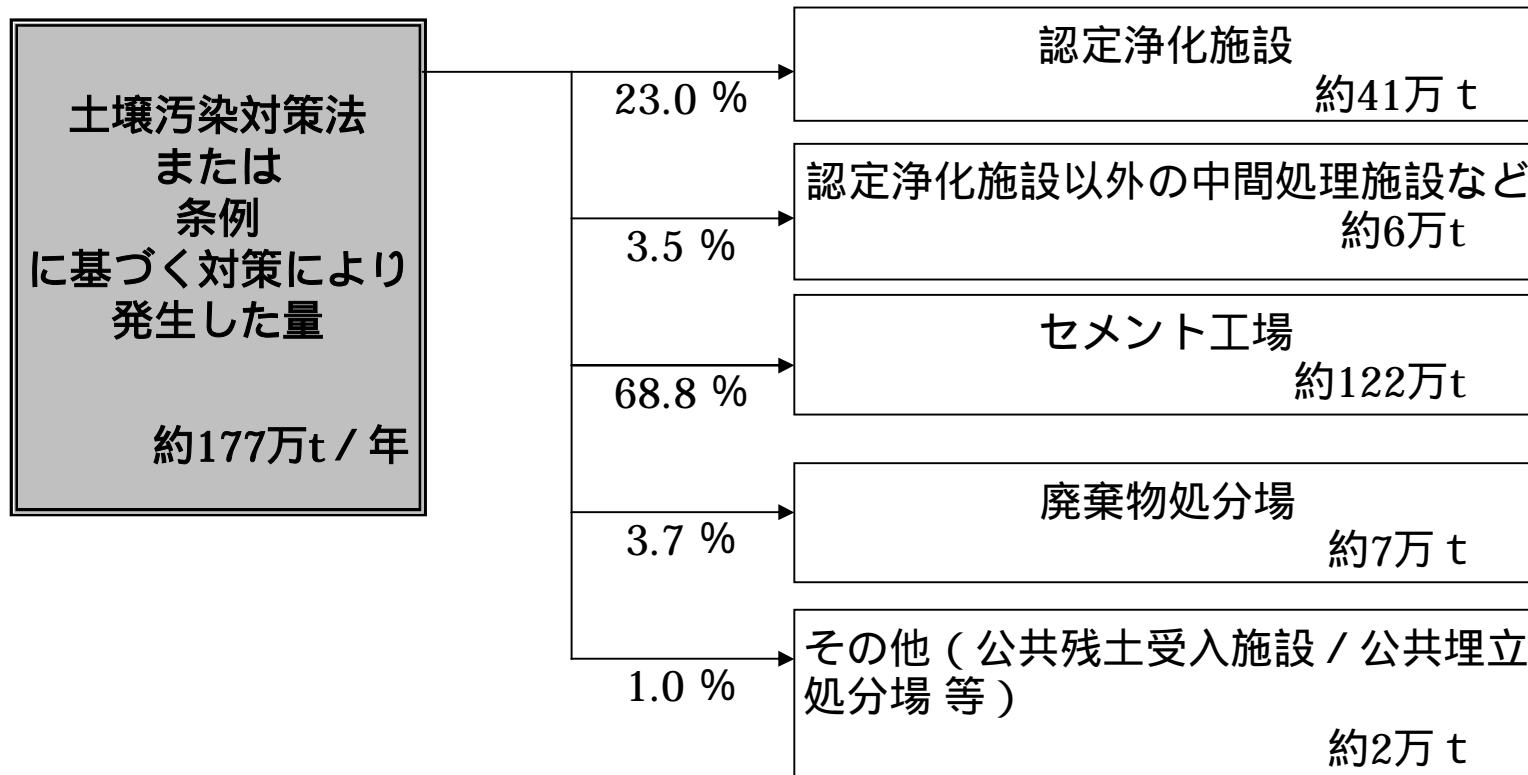
- ・ 土壌汚染対策工事による汚染土 : 約306万t
- ・ 建設工事による汚染土 : 約 19万t



数値は推計値を含む。

搬出汚染土のルート別処理量 (法又は条例に基づく汚染土)

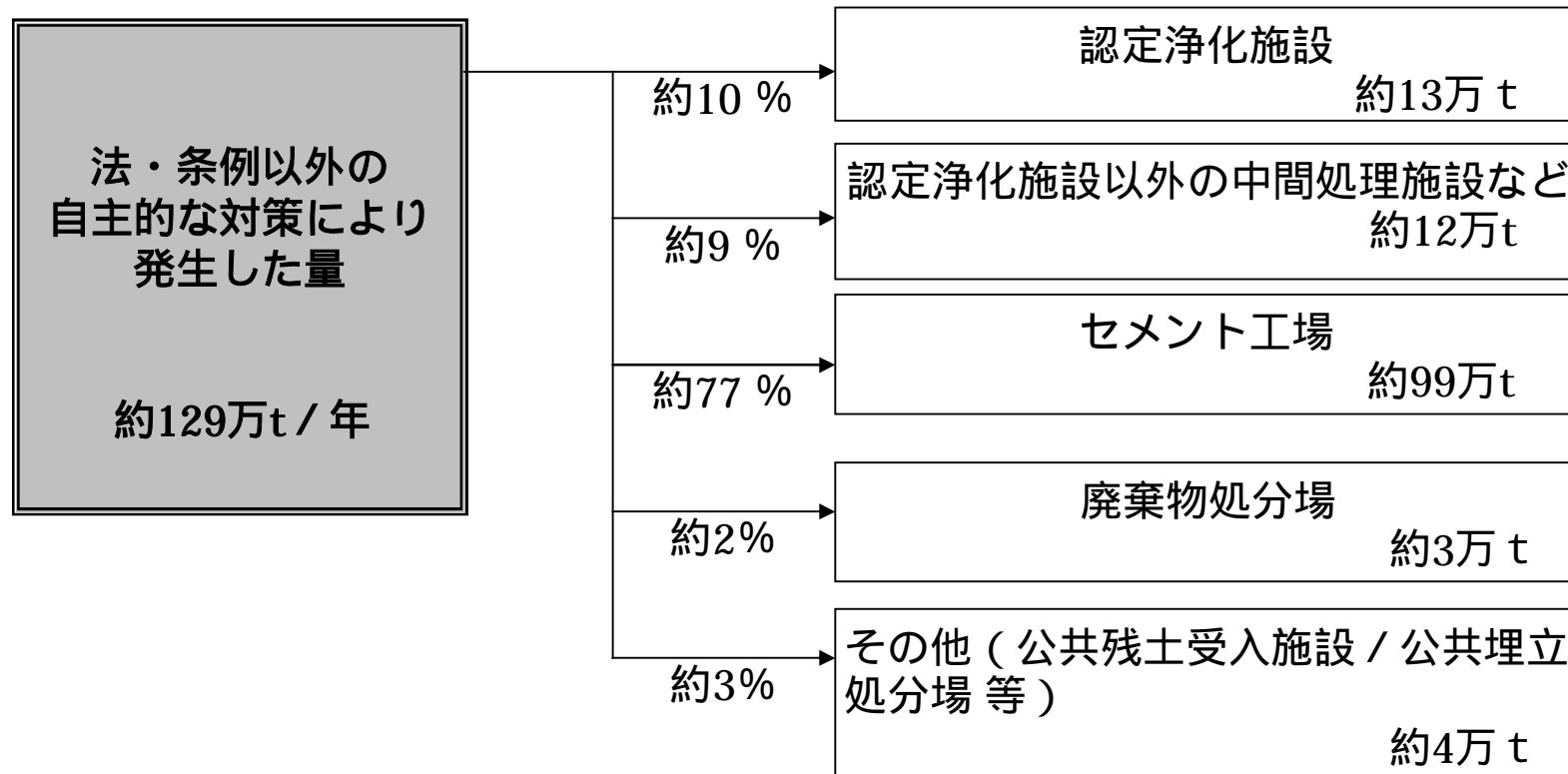
セメント工場での処理量が約122万t / 年、割合で見ると7割弱を占めるメインルートとなっている。以下、認定浄化施設、廃棄物処分場、認定浄化施設以外の中間処理施設（分級・リサイクル施設、熱処理施設 等）の順となっている。



数値は推計値を含む。

搬出汚染土のルート別処理量 (自主的対策による汚染土)

セメント工場での処理量が約99万t / 年、割合で見ると7割強を占めるメインルートとなっている。以下、認定浄化施設、認定浄化施設以外の中間処理施設（分級・リサイクル施設、熱処理施設等）、その他（公共残土受入施設 / 公共埋立処分場等）、廃棄物処分場の順となっている。



数値は推計値を含む。

我が国の搬出汚染土の全体的な流れのイメージ(推計) (平成17年度)

建設発生土

35,100万 t (19,500万 m³)

出典:国土交通省「建設副産物実態調査
(平成17年度)」

(今回のアンケート集計値の
建設工事からの汚染土発生
量割合0.7%を、仮に、建設発
生土全体でも発生するとした
場合、建設工事からの汚染土
はおよそ200万tと推計される)

汚染土

建設工事などからの
搬出汚染土量推計
およそ200万トン

公共残土受入施設等
約6万t

内陸受入地
残土処分場

認定浄化施設
以外の
中間処理施設

認定浄化施設

施設に対するアンケート調
査回答では、受入量実績
は 計67万t (うち土対法
の指定地域から5万 t)

セメント工場

セメント工場での受入量実
績(建設発生土) 210万t
(出典:(社)セメント協会公
表資料)

土壌汚染対策により
搬出される汚染土

土対法に基づく
指定区域からの発生量

土対法以外の自主的
対策の汚染土 約129万t

土壌汚染対策工事
からの搬出汚染土
およそ300万トン

土対法または条例に基づく汚染土

約177万t

約122万t

約99万t

約12万t
約13万t

約18万t

約6万t

約41万t

約54万t

全国の搬出汚染土量推計
およそ500万トン

約221万t

約10万t

最終処分場

* 赤字は今回のゼネコン25社のアンケート調査
から推計された数値

* 青字はさらなる条件を仮定して得られた数値